

第一 部

基 本 的 な 方 針

I 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。配偶者暴力は「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

都は、平成12年3月に東京都男女平等参画基本条例を制定し、「家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない」と規定し、配偶者暴力の防止等に取り組んできました。

一方、国においては、13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)を制定し、配偶者暴力の防止や、被害者保護に係る国や地方自治体の責務を明示しました。

こうした流れを受け、都は、14年度に、男女平等参画のための行動計画で、「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

18年3月に、都は16年の法改正で都道府県による基本計画の策定が定められたことを受け、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。この計画では、暴力の未然防止と、被害者の保護から自立に至る包括的な支援のための総合的な施策を示し、関係各局の連携のもとに施策推進に努めてきました。

法制度が整い、施策が充実していくに従って、配偶者暴力に対する社会的な関心と理解は高まってきたが、今なお、被害者からの相談は増加傾向にあり、支援の手は十分とはいえない。

そうしたなか、19年度の法改正及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成20年1月)」(以下、「基本方針」という。)では、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされ、被害者の自立支援に対する関係機関の連携強化などが掲げられ、被害者の立場に立ったより実効性のある対策が求められることになりました。このため、都は、新たに被害者の実態調査を行い、法改正の趣旨を踏まえ、今回の改定を行いました。

改定にあたっては、前計画の3つの基本理念を踏襲したうえで、次の2つを施策推進上の中心的な視点としました。

- ① 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化
- ② 区市町村における配偶者暴力対策の充実

今後、この計画に基づき、施策を着実に推進するとともに、推進体制の強化に努め、暴力のない社会の実現を目指してさらに前進していきます。

2 計画の性格

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法2条の3第1項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す基本計画です。
- (2) この計画は、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」において、都、区市町村等の関係機関、民間団体との協議を経て策定したものです。
- (3) 都と区市町村をはじめとする関係機関は、相互に連携・協力して、計画で示した施策を推進していきます。
- (4) 都は、計画に基づく施策を実施する上で、都民及び民間団体に対し、理解と協力を求めます。

●○●ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）●○● 「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人からふるわれる暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対してふるう暴力など、高齢者や子供などに家庭内でふるわれる暴力を含めて使用される場合もあります。このため、この計画では、基本的に「DV」という言葉は使いません。

●○●配偶者●○● 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。なお、暴力の未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めています。

●○●配偶者暴力●○●「なぐる」、「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をばく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

3 基本理念

配偶者暴力は、家庭という私的な生活の場で発生するため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、暴力がエスカレートし、被害が深刻化、長期化しやすいなど、犯罪となる行為を含む被害者への重大な人権侵害です。被害者の多くは女性です。暴力は個人としての尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

また、配偶者暴力は配偶者間にとどまらず、周囲の者に及ぶ場合があり、特に同居する子供への影響は深刻です。子供が直接暴力を受けていない場合でも、両親の間での暴力を目撃すること等によって、精神的に重大な影響を与えていきます。

さらに、配偶者暴力を背景とする犯罪の発生など、近隣・地域にも影響を及ぼし、健全な地域社会の維持を阻害するものともなります。

配偶者暴力がこのような特性を持つことから、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行なうことが必要であり、そのためには様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことも必要です。

こうした観点から、次の三つを都における配偶者暴力対策の基調となる考え方として、対策を推進していきます。

(1) 被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行なう

- 配偶者暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るとともに、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立するための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めています。
- 被害者に子供がいる場合には、身体的暴力、精神的暴力などの虐待が及んでいることが多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携により、迅速かつ適切な対応を行います。

(2) 暴力の背景を正しく認識し、暴力の防止に社会全体で取り組む

- 配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生み出す背景についても広く認識し、あらゆる暴力の防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。
- 児童虐待や高齢者虐待など家庭内で生まれる様々な暴力との関係にも視野を広げた取り組みを行なっていきます。

- (3) 都と区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携のもとに、それぞれの役割をはたしていく
- 被害者や子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応して行く必要があります。
 - 特に、被害者に対するきめ細かな支援を迅速、円滑に進めるためには、被害者の生活の場である区市町村の役割が重要です。都は 19 年度の法改正において区市町村の役割が強化されたことを踏まえ、それぞれの役割分担を考慮しながら、区市町村の支援に努めていきます。
 - 民間団体は被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。都は民間団体の特性や経験が充分に発揮できるよう支援し、連携を図りながら被害者支援を行います。

4 計画期間

- (1) この計画の期間は、平成21年度から3年間とします。
- (2) この計画は、3年後に状況に応じて、見直しを行います。

5 推進体制

この基本計画を総合的に推進するために、都、区市町村の関係機関及び医療・司法の関係団体、民間の支援団体等の委員で構成された「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」において計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

II 配偶者暴力をめぐる現状

1 配偶者暴力の現状

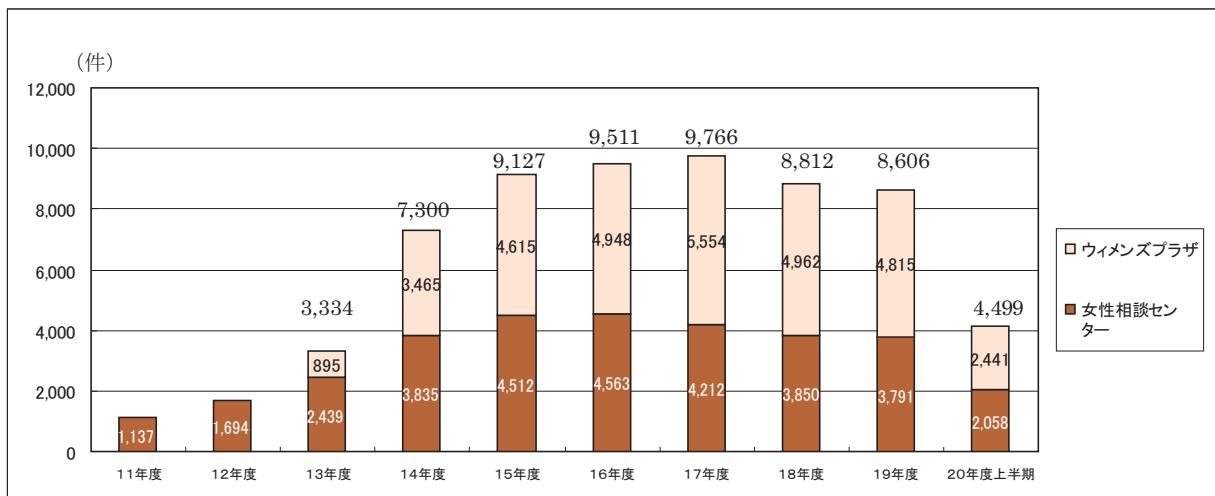
(1) 配偶者暴力についての相談の状況

① 東京都

●配偶者暴力相談支援センター※1

- 都の配偶者暴力に関する相談件数は、平成13年度に3,334件でしたが、配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターが開設された平成14年度には、7,300件と約2.2倍増となりました。その後も、相談件数は増加し続け、平成17年度は9,766件となりましたが、以降は、8千件台となっています(図1)。
- 平成19年度の相談件数の8,606件のうち、被害者本人からの相談は、7,108件でした。内訳は、女性7,085件(99.7%)、男性23件(0.3%)となっています。

図1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



*東京ウィメンズプラザでは、平成13年度から「配偶者等からの暴力」の項目で統計を取り始めました。

※1配偶者暴力相談支援センター 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力の被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都内では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

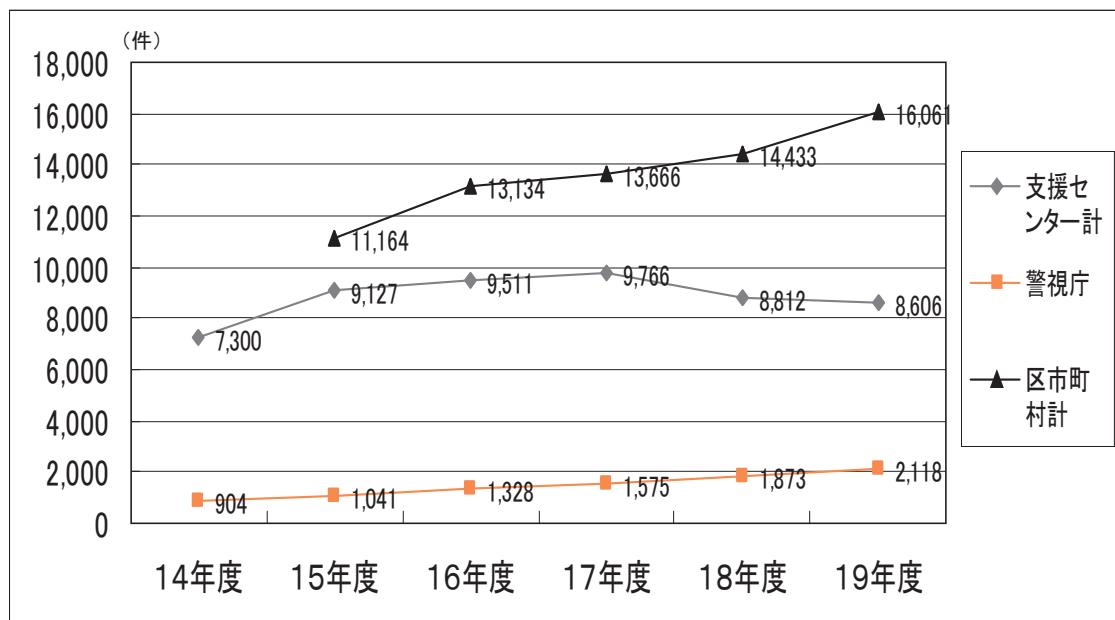
● 警視庁

- 警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成13年度の554件から平成19年度は2,118件と約3.8倍に増加しています。内訳は、女性2,083件(98.3%)、男性35件(1.7%)となっています。

② 区市町村

- 都が調査した区市町村における相談件数は、年々増加し、平成15年度が11,164件、平成19年度は16,061件で、約1.4倍に増加しています。
- 区市町村では、女性センターや福祉事務所、子ども家庭支援センターなど様々な相談窓口で配偶者暴力相談を受け付けています。
- この数年の傾向として、区市町村と警視庁(警察署)の相談件数が増加していることから、地域における相談機関が周知され、相談者が身近なところで相談できるようになってきていることがうかがえます。

図2 都内各相談機関における相談件数の推移

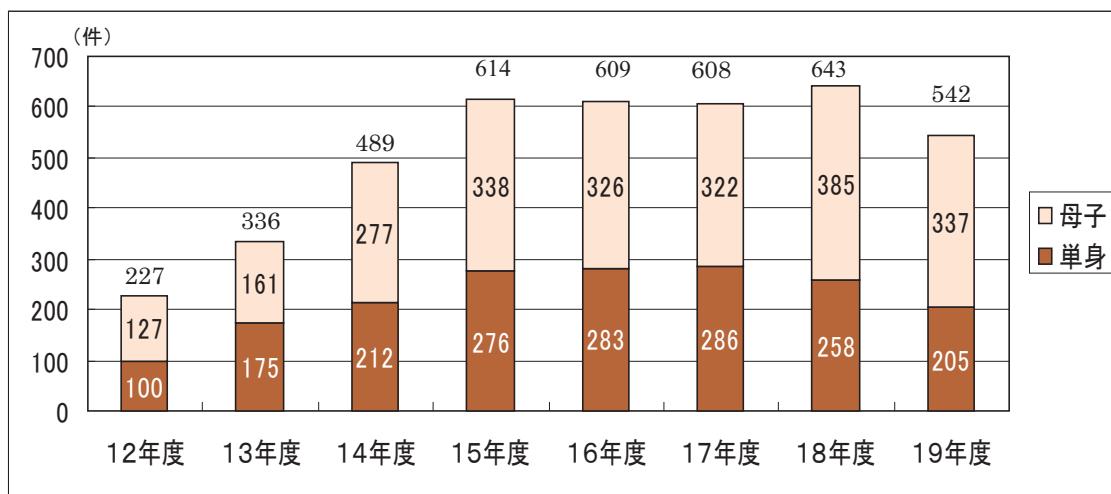


- このように、東京都の相談支援センター、警視庁、区市町村で受け付けた全体の相談件数は、依然として増加傾向にあります。

(2) 一時保護^{※2}件数

- 都が実施した一時保護件数は、平成19年度は542件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された平成14年度以降、一時保護所への入所者は、母子がやや高い割合となっています(図3)。
- 区市町村における独自の一時的な保護は増加しており、平成19年度は219件となっています。
- このほか都内の民間シェルター^{※3}においても、独自に一時的な保護が行われています。

図3 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



*母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています。

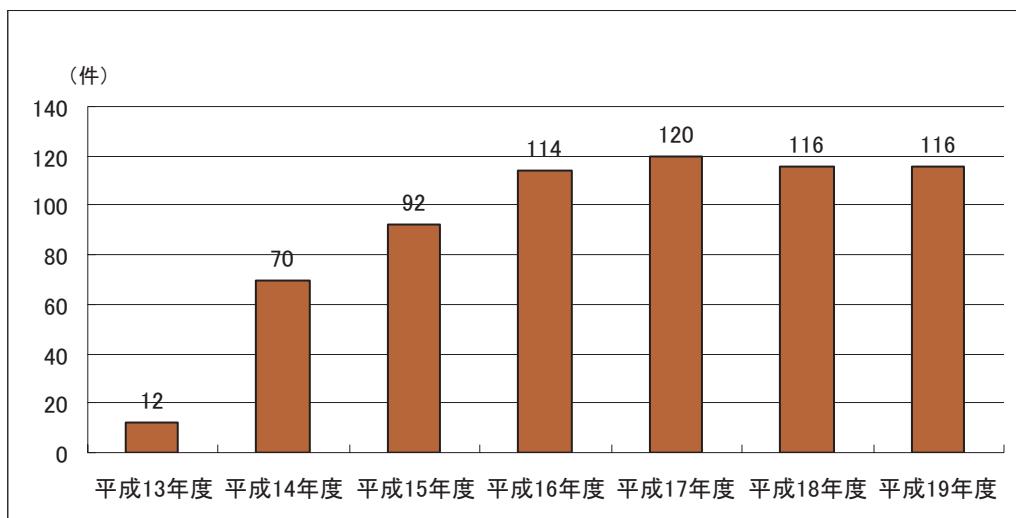
※2 一時保護　暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

※3 民間シェルター　民間の団体等が自主的に運営し、暴力から避難する必要がある被害者とその子供などの保護を行っている施設。

(3) 保護命令※⁴件数

- 東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から20年3月末までの合計で640件でした（図4）。
- 保護命令の内訳は「接近禁止命令のみ」が272件、「退去命令と接近禁止命令」が併せて発令されたのが152件でした。
- また、改正法の施行に伴い、平成16年12月より新たに対象となった「子への接近禁止命令」が発令された件数は204件でした。
- 平成20年1月より新たに対象となった「親族等への接近禁止命令」が発令された件数は3件でした。

図4 保護命令発令件数の推移



※平成13年度分は、同年10月13日以降の件数

※4 保護命令 配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命又は身体にさらに危害が加えられるこれを防止するための制度です(ただし、暴力は身体的暴力若しくは脅迫を受けており、更なる暴力で生命身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合に限ります。保護の対象には、被害者本人のほか、被害者と同居する未成年の子供、危害を受ける恐れのある被害者の親族、知人等も含まれます)。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力をふるったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。保護命令には、暴力をふるった者に対し、被害者につきまとったり、住居、勤務先などの近くを徘徊したりすることを禁止する「接近禁止命令」(6か月間)と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」(2か月間)があります。

(4) 「被害女性の面接相談」^{※5}からみた配偶者暴力の状況

① 被害者（本人）の状況

ア 年代・職業等

- 配偶者暴力相談支援センターで行なった「面接相談」からみると、被害者のほとんどが女性であり、年代は、30歳代(41.8%)、40歳代(21.8%)、20歳代(16.4%)となっています（図5）。
- 被害者の75.2%に子供がいます（図6）。そのうち、小学校入学前の乳幼児がいる被害者は、43.0%となっています。
- 被害者の職業は、無職（主婦）(58.8%)、パート・アルバイト(22.4%)、フルタイムの勤め人(11.5%)、自営業(1.8%)となっています（図7）。
- 被害者の多くは子育て世代であり、その8割以上が「無職」や「パート・アルバイト」であることから、被害者が加害者から逃れて生活する上では生活基盤が脆弱な状況であることがうかがえます。

図5 被害者の年代

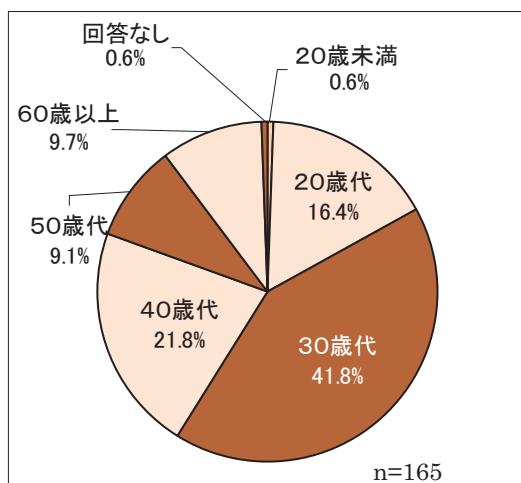
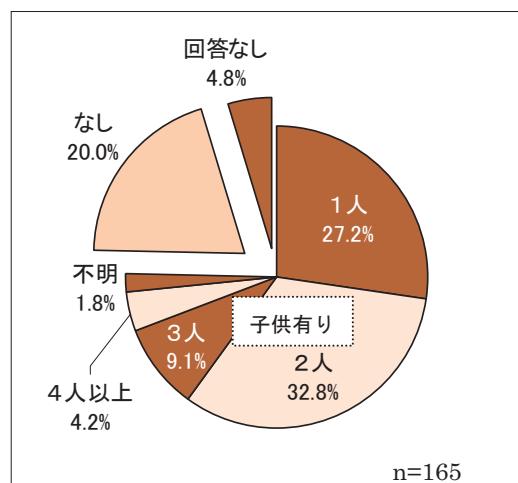
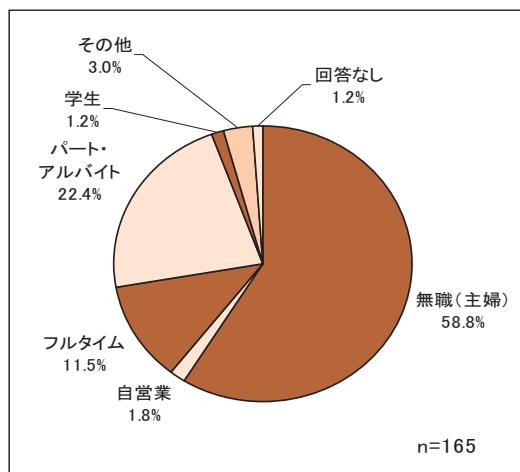


図6 子供の有無



※5 (4)「被害女性の面接相談」からみた配偶者暴力の状況として本文中に使用しているデータは、平成20年度に東京都生活文化スポーツ局が実施した「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」のうち②「面接相談（回答者165人）」から得たデータを使用しています。

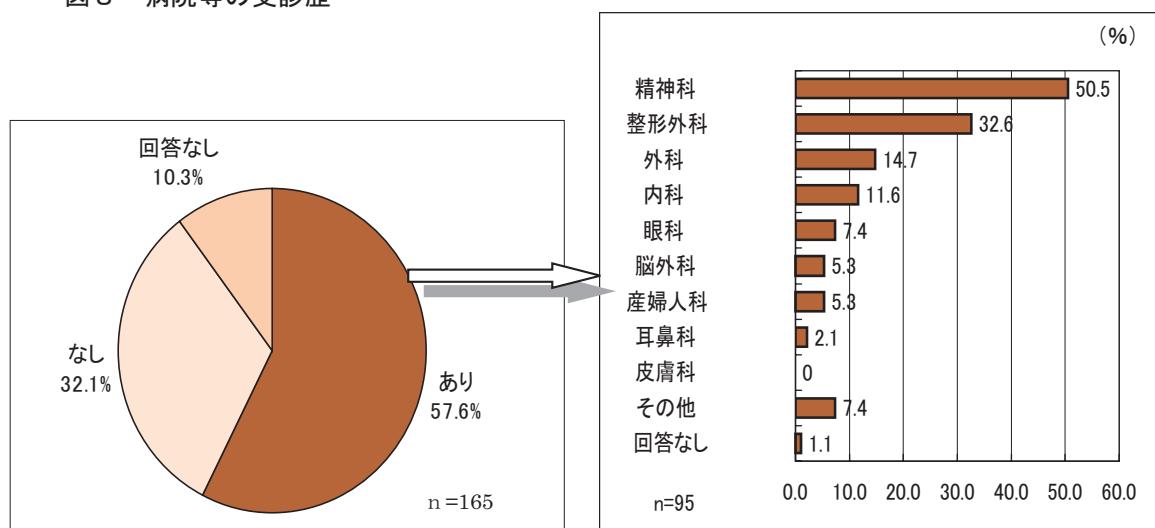
図7 被害者の職業



イ 暴力と被害の状況

- 配偶者暴力には、大きく分けて身体的暴力、精神的暴力、性的暴力があります。
- 今回の調査では、身体的暴力としては、「殴る（67.9%）」、「蹴る（57.0%）」、「ものを投げつける（26.7%）」が多くなっています。
- また、暴力を受け続けた結果、具体的な被害として、「打撲」「あざ」「顔が腫れる」などのほか、「怯え」「不眠」「うつ状態」などの被害の割合が高くなっています。約6割の人が病院等を受診しています（図8）。

図8 病院等の受診歴



ウ 暴力を受けていた期間

- 最初の暴力は、「結婚前から」が2割、「結婚後1年未満」が4割と早い時期から始まったとする人で約6割を占めています(図9)。
- 被害者の78.2%は既婚者であり、結婚期間は「10年以上」が最も多く33.3%、「5~10年未満」が18.8%と5年以上で5割を越えています。
- 暴力が始まった時期と結婚期間とを考え合わせると長期間暴力をふるわれ続けている状況がうかがえます(図10)。

図9 最初の暴力の時期

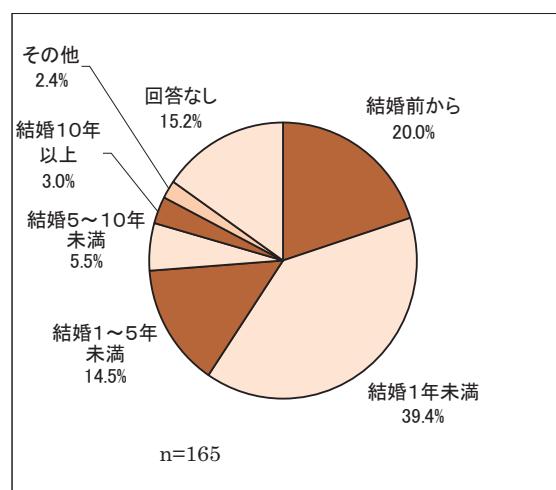
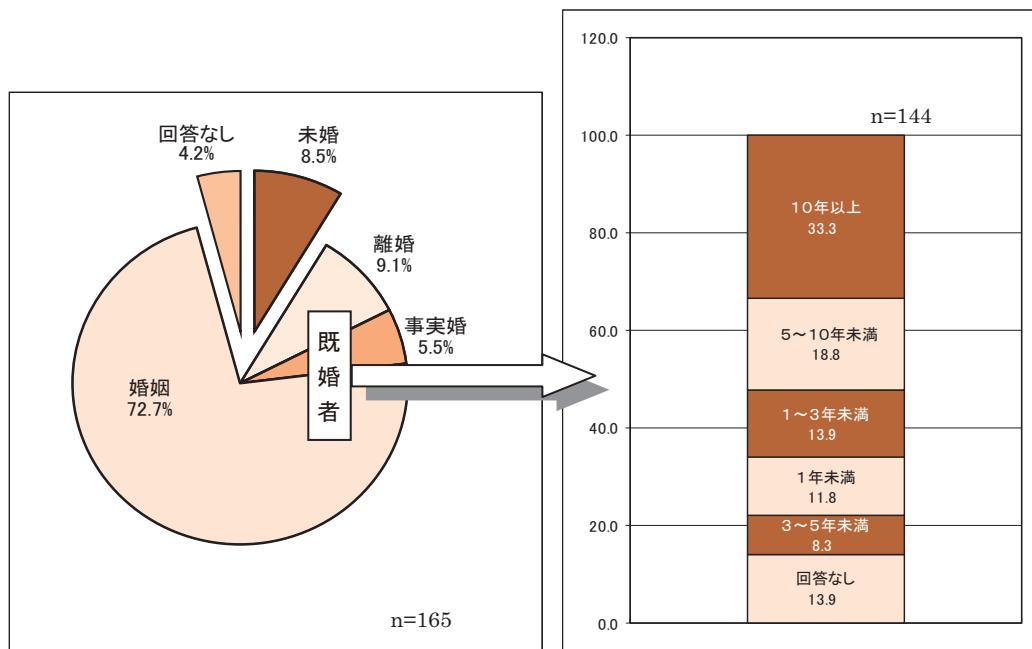
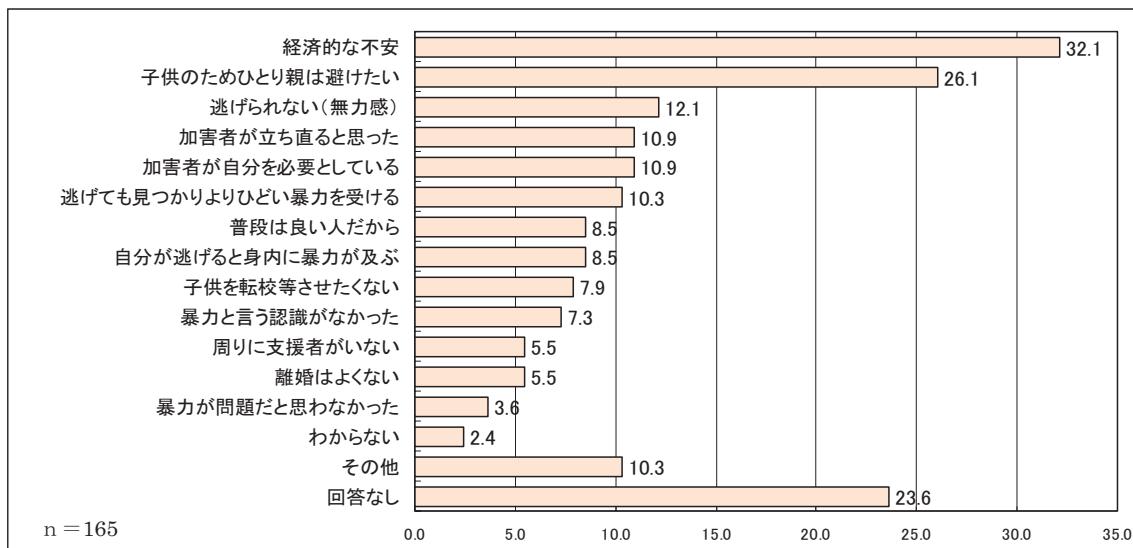


図10 結婚現状とその期間



- また、被害者が「暴力から逃げなかった理由」として、「経済的な不安(32.1%)」、「子供のためにひとり親は避けたい(26.1%)」、などがあげられています(図11)。

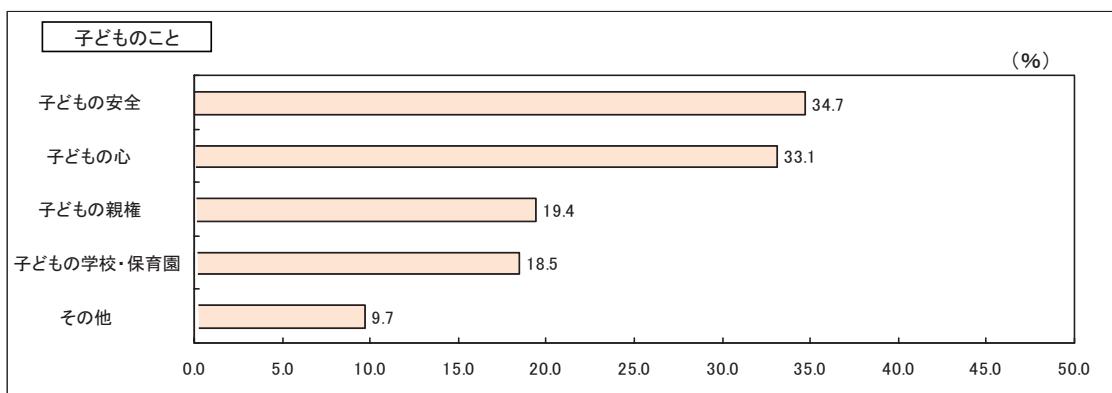
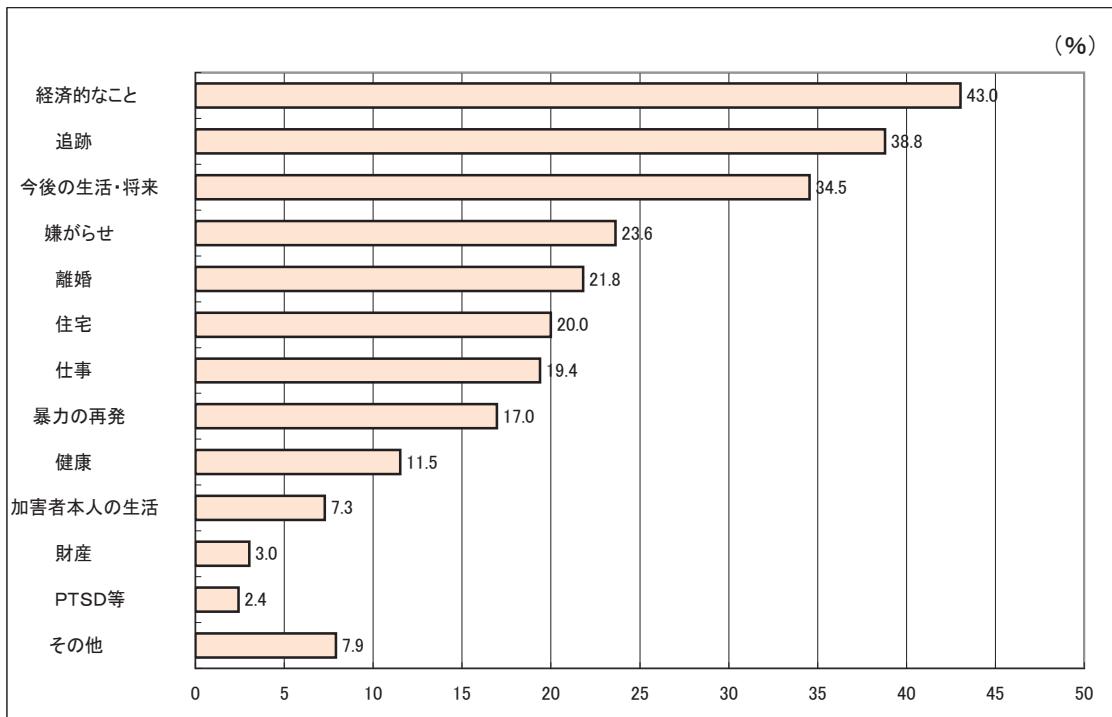
図11 暴力から逃げなかった理由（複数回答）



エ 不安に思っていること

- 被害者が不安に思っていることとしては、「経済的なこと」(43.0%)が最も多く、「加害者の追跡」(38.8%)、「今後の生活・将来」(34.5%)など生活をしていく上で不安が多くみられます（図12）。
- 子供のいる被害者の場合は「子供の安全」(34.7%)、「子供の心」(33.1%)への不安が多くなっています（図12）。

図12 被害者本人が不安に思っていること（複数回答） n=165 ※「子供のこと」はn=124



② 被害者からみた子供の状況

- 加害者から子供への直接的な暴力は 44.4%あり、「直接ではないが子供が見ているところで配偶者に暴力を振るう」(9.7%) を合わせると、5割を超えていました（図13）。
- 被害者からの子供への暴力も10.5%となっています（図14）。これは、恐怖、無力感等から被害者が精神的に不安定になった結果として、子供に対する暴言やネグレクト^{※6}などの暴力に至るためとされています。
- 家庭内で暴力が発生することは、子供に対して緊張や恐れなど大きな影響を与えます。

図13 加害者から子供への暴力

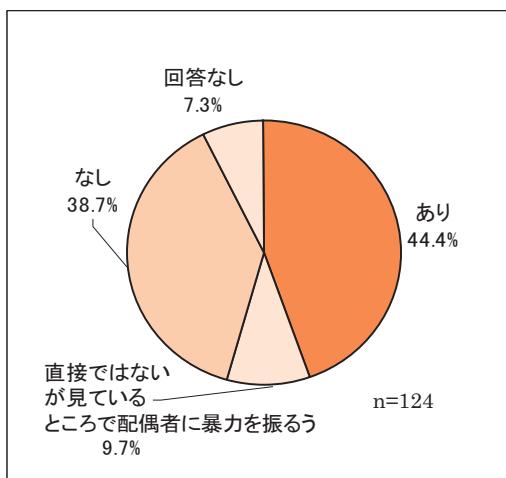
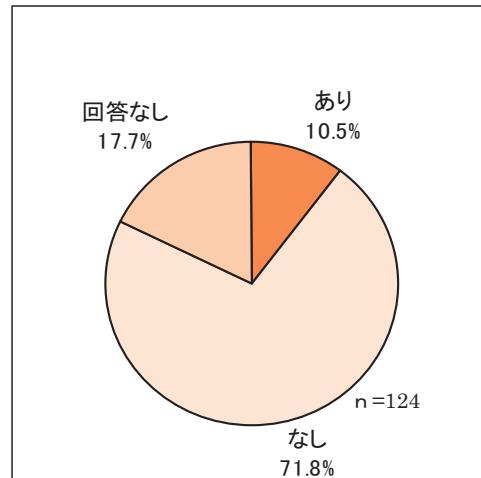


図14 被害者から子供への暴力



※6 ネグレクト　虐待行為の1つ。児童虐待では、保護者の養育の放棄、怠慢や拒否により健康状態を損ない、場合によっては生命に危険を及ぼすような虐待とされています。この他、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待があり、それらは重複して起こることがあります。

③ 被害者からみた加害者の状況

- 加害者の年齢は、40歳代（29.7%）、30歳代（27.3%）、次に50歳代（12.1%）となっています（図15）。
- 職業は、正規雇用の会社員等（41.2%）、自営業（16.4%）など6割以上が有職者となっています（図16）。
- 配偶者への暴力の振るい方は、「他人の目に触れない家庭内だけで振るう」が44.2%で最も多くなっています。

図15 加害者の年代

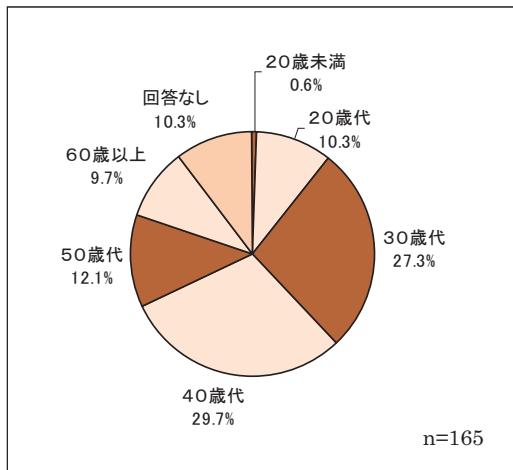
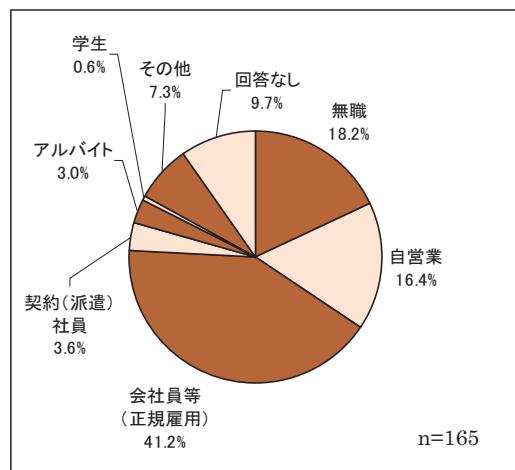


図16 加害者の職業



2 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況

配偶者暴力被害者の保護と支援は、被害の発見に始まり、生命等に危険のある場合に暴力から逃れるための一時保護や新たな生活を始めるための支援まで様々な段階があり、その領域も広い範囲に及んでいます。

このため、配偶者暴力防止対策には、多くの機関や団体が関わることとなります。

配偶者暴力に対する社会的関心の高まりを背景に、2回の法改正を経て、各機関・団体の取組の充実が図られてきたところですが、今後、これらの機関・団体がそれぞれの役割と機能を十分に果たしながら、連携を強化していくことが一層必要となっています。

(1) 東京都

都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが、法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担っています。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点施設として、相談、一時保護、就労や住宅等自立して生活するために必要な情報の提供など、被害者の救済と生活再建のための支援を一貫して行っています。

都では、東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担い、東京都女性相談センターは相談機能のほかに、主に一時保護機能を担っており、被害者の保護・支援に連携して取り組んでいます。

① 東京都配偶者暴力相談支援センター

ア 東京ウィメンズプラザ

- 弁護士・精神科医による専門相談を含め、総合的な相談を実施しています。男性からの電話相談にも対応しています。相談の一環として、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等も行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。
- 被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ等の活動を支援しています。
- 配偶者暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行っています。

イ 東京都女性相談センター

- 電話相談、面接相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を行っています。

- 加害者の暴力から一時的に避難するための「一時保護」に関する業務を行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。

② 警視庁

警察は、被害者の安全を確保するうえで重要な役割を担っており、近年、警察への相談・通報の件数が増加しています。

- 警視庁総合相談センターや各警察署の生活安全課で被害の通報、相談に対応し、必要に応じて一時保護へつなぎます。
- 保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等（警視庁は警視総監又は警察署長）による援助等の支援を行っています。
- 元交際相手等からのつきまとい等に対してはストーカー規制法による対応を行っています。
- 他の機関では対応が困難な緊急時には、被害者に対する安全確保を行います。

③ 庁内関係局

- 生活文化スポーツ局及び福祉保健局が中心となり、配偶者暴力対策に関する総合的な取組を行っています。
- 被害者の自立生活再建に向けて福祉、保健・医療、就労や住宅等の施策を所管する各局が、組織横断的に被害者の状況に応じた取組を行っています。

（2）区市町村

区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害の発見や相談への対応、被害者の自立支援にとって重要な役割を担っています。

区市町村への相談は年々増加し、19年度には約16,000件となっています。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援策の充実が求められるようになったことから、平成19年度の法改正により、区市町村においても、配偶者暴力対策基本計画を策定し、相談支援センター機能を整備するよう努めなければならぬとされました。

- 女性（男女共同参画）センターや福祉事務所を中心に関係機関と連携して相談やサービスの提供を行っています。

- 一時保護を要する被害者については、東京都配偶者暴力相談支援センターと連携して保護を行うほか、独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村も増加しており、平成19年度には34区市町に及んでいます。
- 住民登録、保険、年金、子供の就学等生活全般にわたる支援を継続的に行ってています。
- 平成19年度には、35区市で配偶者暴力に関する情報交換や被害者支援等の強化について検討する連携会議が開催されています。
- 19年度の法改正に伴う区市町村の相談支援センター機能の整備の促進に向けた取組は、以下のようになっています。
 - ・ 地域の民間団体や民間支援団体も参加するネットワークづくりや、関係機関の調整にあたる人材の育成等、都の地域連携モデル事業に8区市が取り組んでいます。
 - ・ 都の調査（平成20年度）によると、相談支援センターの機能整備については、1区が検討しており、9区市が今後検討するとしています。「検討したいが難しい」若しくは「検討していない」と回答した区市町村の多くが、人員・予算の問題と相談体制及び対応への不安を理由としてあげています。
 - ・ 配偶者暴力対策及び被害者支援に係る様々な制度等の知識を持ち、総合的に対応できる人材を47区市町村が必要だとしており、18区市町村は研修によって職員を養成したいとしています。
 - ・ 平成21年3月の調査では、1市が基本計画を策定しており、7区市が策定中、15区市が検討中となっています。計画策定について、男女平等行動計画の改定等と併せて検討するという区市が多くなっています。

（3）地方裁判所

配偶者暴力防止法では、被害者の生命・身体に重大な危害が及ぶ恐れがあるときは、被害者の申し立てにより、加害者が被害者に近寄らないよう命ずる「保護命令」について定めており、これは地方裁判所の所管となっています。

- 配偶者暴力被害の深刻さに鑑み、保護命令の対象となる行為や関係者は法改正のたびごとに拡大されており、平成19年度の保護命令発令件数は全国で約2,200件となっています。
- 保護命令に必要な「申立書」を被害者が作成する際には、相談支援センターや警察が助言等の支援を行っています。
- 19年度の法改正により、保護命令が出された場合、裁判所は速やかに

相談支援センターや警察等に通知することとなっており、被害者の生命、身体の保護のための連携が強化されました。

(4) 民間団体

配偶者暴力問題に関連して、民間では様々な団体が活動しています。

- 被害者支援のための豊富なノウハウを持って積極的に被害者支援に取り組んでいる支援団体は、多くの被害者を支えています。その取組としては、相談、民間シェルターやステップハウス^{※ 7} の運営、就労のための講座開催、自助グループ活動等があり、被害者の立場に立った幅広いものとなっています。
- 近年、民間団体のなかには、国や自治体からの委託や助成を受けて被害者支援にあたる団体も増加しており、連携した取組が進んできています。
- 弁護士会、医師会、民生・児童委員協議会等、それぞれ専門性の高いこうした団体は、その活動の一環として、配偶者暴力の早期発見や被害者の自立支援に関わる普及啓発など、行政との連携を図っています。

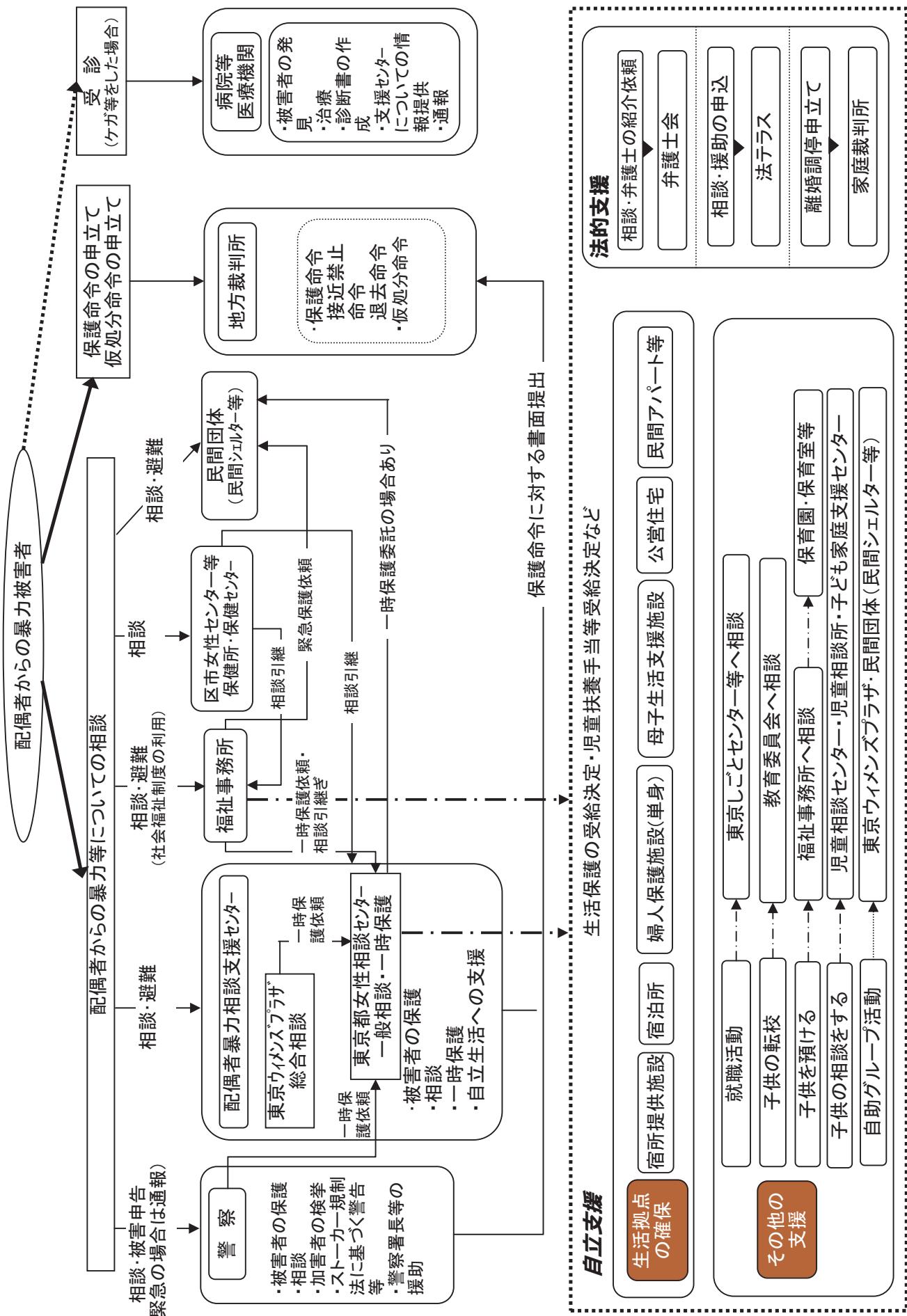
(5) 支援関係機関・団体との連携

府内各局、警視庁、区市町村の男女平等参画部署や福祉、児童関係部署の職員、医師会等の専門団体、民間団体等、配偶者暴力対策に係る機関・団体の方々をメンバーとして、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置・運営しています。

- この会議において、施策を着実に推進するための協議や中長期的な課題の検討を行い、関係機関・団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、切れ目のない被害者支援をめざしています。
- 「配偶者暴力対策推進部会」と「配偶者暴力対策連携部会」の二つの部会を設けて、施策の推進を図るとともに、連携した取組のための課題の検討を行っています。

※7 ステップハウス 支援施設や保護所などを出た被害者が一人若しくは母子でその後どのように生活するか考え、自立生活を送るための練習などの支援を受ける施設

3 配偶者暴力被害者支援体系図



III 施策実施にあたっての視点と目標

1 視点

本計画では、改正法と国の基本方針の趣旨を踏まえ、都の配偶者暴力対策をさらに進めていくために、以下の2つを施策推進上の中心的視点として取り組んでいきます。

① 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化

配偶者暴力被害者が、暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建に至るまで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や家族の安全を確保することを最優先に、個々の被害者に応じた支援を切れ目なく行うためには、より一層の体制整備が必要です。これまで取り組んできた支援体制整備についての充実・強化を目指すとともに、併せて被害者の早期発見や、配偶者暴力に関する啓発と未然防止に努めます。

② 区市町村における配偶者暴力対策の充実

配偶者暴力対策においては、被害者の生活再建までを視野に入れる必要があることから、身近な地域における支援の必要性は高まってきています。19年度の法改正においても、区市町村における配偶者暴力対策の充実を促進していくため、配偶者暴力対策基本計画の策定と、配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務として示されました。都においても被害者が自分の状況に応じた相談機関や自立支援の内容を選択できるよう、地域における配偶者暴力対策の推進体制づくりを支援していきます。

2 基本目標

具体的施策を展開するにあたって、分野別の目標を次のとおり7つの基本目標として掲げます。

- (1)暴力の未然防止と早期発見の推進
- (2)多様な相談体制の整備
- (3)安全な保護のための体制の整備
- (4)自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- (5)関係機関・団体等の連携の推進
- (6)人材育成の推進と適切な苦情対応
- (7)調査研究の推進

IV 施策の体系

